

## 座間市PR動画コンテスト協賛要領

### (目的)

第1条 この要領は、座間市PR動画コンテストの趣旨に賛同する法人、その他団体（以下「企業等」という。）が、座間市PR動画コンテストに協賛する際に必要な事項を定めるものとする。

### (協賛の定義)

第2条 この要領において、協賛とは、企業等が、座間市PR動画コンテストに対して行う次の各号に掲げる行為をいう。

#### (1) 資金協賛

企業等が、座間市PR動画コンテストの入賞者（以下「入賞者」という。）への賞金に要する資金（以下「協賛金」という。）を提供すること。

#### (2) 物品等協賛

企業等が、座間市PR動画コンテストの入賞者に特典として配布する物品・優待券等（以下「協賛品等」という。）を提供すること。

#### (3) 広報宣伝協賛

企業等が、自ら所有等する広報媒体、有料広告物等により、座間市PR動画コンテストの広報宣伝（以下「協賛広報」という。）を行うこと。

#### (4) その他協賛

第1号から第3号に記載するもの以外の協賛

### (協賛の基準等)

第3条 協賛品等の内容や、協賛することができない業種又は業者等については、「座間市広告掲載要領第4条別表」の規定に基づく規制業種又は事業者に準じるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、媒体に掲載できないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (4) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) その他広告掲載をする広告として適当でないと市長が認めるもの

### (協賛の内容等)

第4条 第2条第1号および2号に規定する資金協賛額や協賛役務の具体的内容及び条件等は、協賛を申し出た企業等と座間市PR動画コンテスト主催担当課（以下「事務局」という。）が協議して決定するものとする。

2 第2条第3号に規定する協賛広報の具体的な内容及び条件等は、協賛を申し出た企業等と事務局が協議して決定するものとする。なお、協賛広報には、企業等の名称を表示することができるものとする。

### (協賛期間)

第5条 協賛の受付期間は市が定める期間とし、目的達成に必要な範囲で掲載する。

（申込方法等）

第6条 協賛を希望する企業等は座間市PR動画コンテスト協賛申込書（第1号様式）を座間市長宛て提出する。

（審査機関）

第7条 協賛企業等の決定については、事務局が行う。

（決定通知）

第8条 事務局が協賛の可否を決定したときは、座間市PR動画コンテスト協賛決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により、申込みをした企業等に通知する。

（申込内容の変更等）

第9条 企業等が申込内容の変更や、協賛の取下げ等をするときは、速やかに座間市PR動画コンテスト協賛（変更・取下げ）申込書（第3号様式）を提出しなければならない。

2 前項の申込みに対して、その可否を決定したときは、座間市PR動画コンテスト協賛（変更・取下げ）決定通知書（第4号様式）により企業等に通知するものとする。

（決定の取消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

（1）第3条に掲げる事項に該当すると判明した場合

（2）社会通念上協賛が適当ではないと認められる事例が生じた場合

2 前項の取消しにより、企業等が損害を受けた場合においても、市はその賠償の責めを負わない。

（協賛金の受領）

第11条 第2条第1号に規定する資金協賛を行う企業は、第8条による通知を受理した後、事務局が指定する方法により、協賛金を入賞者へ直接贈与するものとする。

（協賛物品等の受領）

第12条 第2条第2号に規定する物品等協賛を行う企業は、第8条による通知を受理した後、事務局が指定する方法により、協賛物品等の納入又は協賛役務を実施するものとする。

（協賛広報の受領等）

第13条 第2条第3号に規定する広報宣伝協賛を行う企業等は、第8条による通知を受理した後、事務局が指定する方法により、協賛広報の実施報告書等を成果品として納入するものとする。

（その他）

第14条 この要領に定めるものの他、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。